

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在の美容室C（以下「事業場」という。）の事業主の長女であり、平成〇年〇月〇日に労働局長から労働者災害補償保険法に基づく特別加入者（中小事業主等）として承認を受けている者である。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日の作業において、トリートメント液を使用したところ、両手に痛みが出現したため、医療機関を探し始め、同月〇日にD所在のEクリニックに受診し「化学物質過敏症による接触性皮膚炎」と診断された。

請求人は、「化学物質過敏症による接触性皮膚炎」の発症は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人によると、平成○年○月、F医院にて請求人が、「手皮脂欠乏性湿疹」と診断されたとの診療録の記載は誤りであり、請求人は平成○年○月○日に大量のトリートメント液(テクニクCHCセラ)を使用したことなどが原因で、「化学物質過敏症」を発症したものである旨主張する。

(2) 診療録の記載に誤りがあるとする上記請求人の主張は、客観的な裏付けを欠くものであるが、仮に請求人の当該主張が正しいとみても、請求人は、平成○年○月以前に、「進行性指掌角皮症」の傷病名でGクリニック、「両手湿疹」の傷病名でH医院、「両手急性皮膚炎」の傷病名でI病院に受診するなど、他にも複数の皮膚科に受診した事実が認められる。

(3) また、医証上、平成○年○月○日付けJ医師作成の意見書には、請求人の皮膚疾患の発症原因物質は特定できない旨記載されており、平成○年○月○日付けK医師作成の意見書にも、「発症の原因は本人の体質であり今回の障害は以前からある病変の一時的な悪化であり、多少関連があるかも知れないが、主な原因とは考えられない。」と記載されていること、

また請求人が、他の従業員にこのような症状が出ている者はいない旨申述していることなどからみて、請求人の業務と請求人が発症した疾病との間に相当因果関係があるとは認め難い。

3 以上のとおりであるので、請求人が発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処

分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。